

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額(円) | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|---------------------------------|--------|---|-------------|-------------------|---|---------------|---|
| 県民活動応援サイト運営業務 | R2.4.1 | 公益財団法人ふるさと島根定住財団 松江市朝日町478-18 松江テルサ3階 (松江事務局) | 3,157,440 | 第167条の2 第1項第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適しないため | 環境生活総務課 | |
| 多文化共生推進事業等業務 | R2.4.1 | 公益財団法人しまね国際センター 松江市東津田町369番地1 | 31,415,560 | 第167条の2 第1項第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適しないため | 文化国際課 | |
| 令和2年度多文化共生推進事業(日本語学習の環境整備)業務 | R2.4.1 | 公益財団法人しまね国際センター 松江市東津田町369番地1 | 12,162,315 | 第167条の2 第1項第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適しないため | 文化国際課 | |
| 令和2年度多文化共生推進事業(多言語による相談体制の充実)業務 | R2.4.1 | 公益財団法人しまね国際センター 松江市東津田町369番地1 | 14,104,970 | 第167条の2 第1項第2号 | 契約の性質又は目的が競争入札に適しないため | 文化国際課 | 4月10日変更契約により金額変更 (当初契約額:13,077,680円) |
| 国体県予選大会開催事業委託 | R2.4.1 | 公益財団法人島根県体育協会 松江市上乃木10-4-2 | 4,610,100 | 第167条の2 第1項第2号 | 国体県予選を開催するためには各競技団体ごとに登録されている審判・役員が多数必要であり、各競技団体は島根県体育協会に加盟している。したがって、県体育協会が当該事業を円滑かつ効果的に実施できる県内唯一の団体であるため。 | スポーツ振興課 | |
| 国民体育大会開催準備事業委託 | R2.4.1 | 公益財団法人島根県体育協会 松江市上乃木10-4-2 | 12,368,400 | 第167条の2 第1項第2号 | 島根県体育協会は、県民の体力向上や競技力向上を図ることを目的として、県内の体育・スポーツの振興に関する事業を行っており、全ての競技団体が加盟する県内唯一の団体であるため。 | スポーツ振興課 | |
| 国体(中国ブロック、本大会、冬季大会)県選手団派遣事業委託 | R2.4.1 | 公益財団法人島根県体育協会 松江市上乃木10-4-2 | 93,417,500 | 第167条の2 第1項第2号 | 島根県体育協会は、県民の体力向上や競技力向上を図ることを目的として、県内の体育・スポーツの振興に関する事業を行っており、全ての競技団体が加盟する県内唯一の団体であるため。 | スポーツ振興課 | |
| スポーツ推進(競技力向上対策)事業委託 | R2.4.1 | 公益財団法人島根県体育協会 松江市上乃木10-4-2 | 160,202,900 | 第167条の2 第1項第2号 | 島根県体育協会は、県民の体力向上や競技力向上を図ることを目的として、県内の体育・スポーツの振興に関する事業を行っており、全ての競技団体が加盟する県内唯一の団体であるため。 | スポーツ振興課 | |
| 広域スポーツセンター事業委託 | R2.4.1 | 公益財団法人島根県体育協会 松江市上乃木10-4-2 | 22,480,797 | 第167条の2 第1項第2号 | 島根県体育協会は、本県の体育・スポーツの普及発展を図り、県民の体力の向上を目的とした公益財団法人である。現在、47競技団体、19市町村体育協会、4学校体育団体が加盟団体として所属し、県民スポーツの中核として、これらの団体や関係機関と綿密な連携を図りながら、「県民スポーツの普及・振興」と「競技力向上」の二大目標に向かって積極的に諸事業を推進している。また、日本スポーツ協会など、全国とのネットワークも構築されており、日本スポーツ協会認定の各種指導者養成を行うなど、指導者の育成、資質向上にも努めている。組織の人員体制は、事務局職員が12名常駐し、スポーツに関する専門的知識を有しているだけでなく、平成23年度から県スポーツ・レクリエーション祭実行委員会事務局として、主催団体と連携し、充実した事業を実施するなど、マネジメント力にも優れている。以上の点から、この事業をより効果的に実施できる唯一の団体であるため。 | スポーツ振興課 | |

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称及び所在地 | 契約金額(円) | 地方自治法施行令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 所管部課(地方機関)の名称 | 備考 |
|----------------------------|--------|--------------------------------------|------------|-------------------|--|---------------|----|
| 令和2年度島根県障がい者スポーツ振興事業 | R2.4.1 | 公益財団法人島根県障害者スポーツ協会 松江市東津田町1741番地3 | 43,325,185 | 第167条の2 第1項第2号 | 島根県障がい者スポーツ振興事業は、県障がい者スポーツ大会の開催、全国障害者スポーツ大会や中四国大会(団体)への選手派遣、選手の強化育成、トップアスリートの発掘支援を行う事業であり、この事業の実施にあたっては、県内の障がい者・障がい者団体・教育機関・スポーツ団体等と緊密な連携が必要である。公益財団法人島根県障害者スポーツ協会は、これらの関係機関等で組織する「評議員会」を設置するなど、その連携体制が整備されている県内における最も中核的な団体であり、この団体でなければ、本事業を遂行することができないため。 | スポーツ振興課 | |
| レクリエーションによる幼児期の体力づくり事業 | R2.4.1 | 島根県レクリエーション協会 松江市北堀町15 | 6,245,110 | 第167条の2 第1項第2号 | 当協会は、公益財団法人日本レクリエーション協会の下部組織として、本県のレクリエーション活動の企画・運営及び公認指導者養成等を行っており、レクリエーションに係る専門的知識並びに普及・振興に対する様々な方法・技能を有している県内唯一の団体である。 | スポーツ振興課 | |
| 三瓶自然館及び付属施設のリニューアルオープンPR業務 | R2.4.1 | 株式会社TSKエンタープライズ 松江市向島町140-1 | 5,000,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 公募型プロポーザルを実施した結果、選定されたため。 | 自然環境課 | |
| 令和2年度自然公園施設管理業務委託 | R2.4.1 | 大田市 大田市大田町大田口1111番地 | 1,233,100 | 第167条の2 第1項第2号 | 自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。 | 自然環境課 | |
| 令和2年度自然公園施設管理業務委託 | R2.4.1 | 松江市 松江市末次町86番地 | 1,603,800 | 第167条の2 第1項第2号 | 自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。 | 自然環境課 | |
| 令和2年度自然公園施設管理業務委託 | R2.4.1 | 隠岐の島町 隠岐郡隠岐の島町城北町1番地 | 2,543,200 | 第167条の2 第1項第2号 | 自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。 | 自然環境課 | |
| 令和2年度中国自然歩道等管理業務委託 | R2.4.1 | 大田市 大田市大田町大田口1111番地 | 1,311,200 | 第167条の2 第1項第2号 | 自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。 | 自然環境課 | |
| 令和2年度中国自然歩道等管理業務委託 | R2.4.1 | 出雲市 出雲市今市町70番地 | 1,435,100 | 第167条の2 第1項第2号 | 自然公園法第3条第2項により、市町村は自然公園の風景の保護に関する施策を講ずる立場にあるため。 | 自然環境課 | |
| 環境総合計画策定支援業務委託 | R2.4.1 | エヌエス環境株式会社 東京都港区芝公園1-2-9 | 17,600,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 提案競技による | 環境政策課 | |

随意契約の結果の公表

部(局)等名:環境生活部

| 契約の名称又は品名・数量等 | 契約日 | 契約の相手先の名称 及び所在地 | 契約金額(円) | 地方自治法施行 令の適用条項 | 随意契約とした理由 | 所管部課(地方機関)の名称 | 備 考 |
|------------------------------|---------|--|------------|-------------------|--|---------------|-----|
| 環境と人にやさしい企業づくり推進事業 実施業務委託 | R2.4.1 | 島根県中小企業団体中央会 島根県松江市母衣町55-4 | 11,586,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 島根県地球温暖化対策協議会事業者部会の事務局は、県内全域の事業者に対する経営指導体制が整備されている島根県中小企業団体中央会が行っていることから、この事業を適切に実施できるのは当会以外に考えられないため。 | 環境政策課 | |
| 令和2年度 島根県立美術館コレクション展示作業 | R2.4.1 | 日本通運(株)山陰支店 米子市流通町430-17 | 2,465,100 | 第167条の2 第1項第2号 | 中国地方において、履行可能な業者が他にいないため。 | 美術館 | |
| 美術品の購入(ドレス、カーディガン) | R2.4.27 | 10 PEMBRIDGE CRESCENT LONDON W11 3DT U.K P.M.ART LTD MARIKO FUJITA | 4,700,000 | 第167条の2 第1項第2号 | 所有者以外からは購入することができないため | 芸術文化センター | |